

# AI時代の特許戦略：日米における発明者認定の差異と実務対応

基本原則：AIは「発明者」になれるか？ 日米共通：発明者は「自然人」のみ  
2026年時点の確定判決により、AI自律型の発明は認められず、AIはあくまで「道具」と位置付けられます。

米国2025年11月改訂ガイダンスの要点：  
USPTOはAI支援発明にも伝統的な「着想（Conception）」基準を一律適用し、



クレーム単位の「着想（Conception）」  
単独の自然人がAIを用いる場合はPannu三要件を適用しない方針を明確にしました。

## 日本：発明全体での「創作的関与」



発明の技術的特徴部分の具体化に、人間がどの程度創作的に関与したかを重視し、比較的素数に発明者性を認める傾向があります。

技術的特徴部分への創作的関与

発明全体（特徴部分）

審査・維持（相対的に維持しやすい）

## 日米の評価枠組みの比較

比較項目：主な判断基準

判断の単位

リスク顕在化の局面

着想の完成（Conception）

クレーム（請求項）単位

権利行使・無効・優先権主張時

## 米国：クレーム単位の「着想（Conception）」

自然人の頭の中で発明が完成したか、各クレームに対して一人の自然人が基準を満たしているかを厳密に判断します。



## 分岐が顕在化する3つのケース

### ケース1：AIが核心を自律生成した場合



人間が課題設定しAIが解決策を出力した際、米国では「単なる認識・評価」と見なされ発明者性が否定されるリスクがありますが、日本では「構証設計」等を含め創作性が認められやすいです。

### ケース2：予測困難分野（創薬・材料等）



AIによるスクリーニング結果を確実験するだけのケースでは、米国では着想の欠知を問われやすい一方、日本では選別基準の設計等を加担と捉え、維持できる余地があります。

### ケース3：クレーム単位での寄与の偏り



独立項は人間だが従属項の数値がAI由来の場合、米国ではその従属項のみ無効とされる可能性があります。

## 出願実務上の5つの留意点



人間の寄与を同時進行で記録する  
AI出力の選択・修正・棄却の理由や、意思決定のログをラポノート等に残すことが、米国願察での決定的な証拠となります。



ワークフローを「創作」中心に設計する  
AIへの丸投げではなく、人間が「傾聴の助成選択」「改変」「範囲限定」を行う工程を縮み込み、プロンプトの構築過程も記録します。



クレーム設計の最適化  
米国向けには各クレームに人間の書字を綴付け、日本向けには全体としての創作性を全積する、国別の戦略的構成が有効です。



優先権主張と発明者表示の整合  
外国出願授権からAIを発明者に含めず、米国出願を見揃えて少なくとも1名の共通する自然人発明者を付定しておく必要があります。



営業秘密による保護の検討  
発明者性に不安が窺えるAI由来の技術については、特許に困窮せず言葉秘密として保護する代替案も検討すべきです。